

## 学校感染症と出席停止について

生徒が下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき出席停止の扱いになります。出席停止の期間の基準については下記のとおりです。

登校を再開する場合には、医師の登校許可が出てから登校させるようにお願いします。

(診断がついた際にいつから登校可能か医師にご確認ください。) 医師の指示通りに休養し、登校が可能になりましたら、「登校許可証明書」を保護者の方で記入していただき、インフルエンザの場合は、薬の説明書を添付のうえ学校にご提出ください。

## 【学校において予防すべき感染症】

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
<b>第1種</b>	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
<b>第2種</b>	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症・	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
<b>第3種</b>	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで